

# 廃乾電池を回収します

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。

以前のように回収袋に入れたままでは出さず、回収袋は保管用としてご使用ください。

また、発火防止のため電極にテープを貼りつけてください。



**回収場所：**各地区の大型ごみ収集場所

**回収日：**10月27日(日)

**【お問い合わせ先】** 住民生活課(TEL：63・3800)

## 10月は「目の愛護月間」「臓器移植普及推進月間」です

### 目の愛護月間

**「アイフレイル 早期予防で明るい未来を 眼科専門医はあなたの眼の健康をサポートします」**

10月10日は「目の愛護デー」、10月は「目の愛護月間」です。この機会に目の大切さについて考えてみましょう。

アイフレイルとは、加齢による目の機能低下です。早期発見、早期治療のためにも定期的な眼科検診をお勧めいたします。

### 臓器移植普及推進月間

**「いのちへの優しさとおもいやり」**

臓器移植は、みなさまからの善意の臓器提供があって成り立つものです。

あなたの意思で助かるいのちがあります。意思表示カードにご自身の意思を表示して携帯することをお願いします。

意思表示カードは子育て福祉健康課、保健所等に備えています。

**【お問い合わせ先】** 子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

## 行政相談所の開設について

### 9月・10月は行政相談月間です

総務省の行政相談とは、行政についての苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

総務省では、行政相談制度について、広く国民の理解と認識を深め、その利用を促進するため、9月・10月の2か月間を「行政相談月間」とし、全国一斉に各種相談活動を実施しています。日高町においても、行政相談委員が以下のとおり行政相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

**日 時：**10月16日(水) 午後1時～4時

**場 所：**日高町保健福祉総合センター

**相談担当者：**行政相談員(総務大臣委嘱) 嶋田 敏



**【お問い合わせ先】** 社会福祉協議会(TEL：63・2751)

# 10月1日は浄化槽の日

浄化槽とは、下水道(集落排水処理施設)と同じく、家庭で使用した水をきれいにする設備です。

浄化槽が水をきれいにするためには、微生物が働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切になります。この役割を担うのが「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの維持管理ですので、水環境を守るためにも維持管理を適切に行ないましょう。



【お問い合わせ先】 上下水道課(TEL: 63・3805)

## 空き家問題について

近年、全国的に空き家が増加しています。日高町においても増加傾向となっており、空き家は適切に管理しておかないと場合によっては近くに住む人たちへ危険をもたらすなど、様々な影響を及ぼすことが考えられます。このような状況のなか日高町では、空き家バンクへの登録、また解体撤去補助制度を設けていますのでご活用ください。

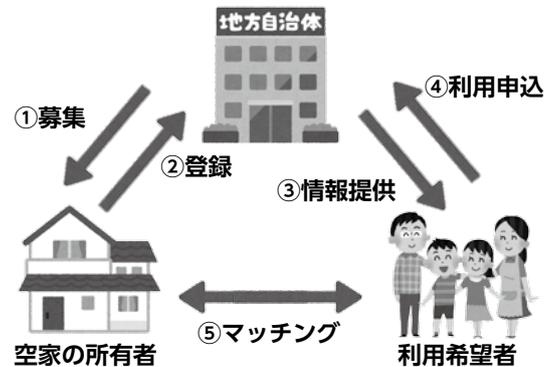
### 空き家バンクとは

空き家の所有者が貸したい、売りたいという物件を登録し、借りたい、買いたいと希望する方に情報を提供することでマッチングします。

登録手数料や複雑な書類は不要なので、ぜひ空き家登録をしてください。空き家バンクへの登録申請を行うと、和歌山移住ポータルサイト「わかやまLIFE」に掲載されます。

### 解体撤去補助制度について

日高町では「日高町空き家解体撤去費補助金」を設けています。この制度の補助率は、築40年以上の空き家で解体撤去にかかる費用について三分の一(上限50万円)を補助します。現在の制度の期間は令和7年3月末までとなりますのでお早めにご相談ください。また、空き家解体後の土地に係る固定資産税は、翌年度分から5年間に限り減額されます。



【お問い合わせ先】 企画まちづくり課(TEL: 63・3806)

## 土地の取引には届出が必要です

### 国土利用計画法による土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約終了後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万㎡以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万㎡以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万㎡に満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万㎡以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行なった土地に隣接して新たに土地を買い足す場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書は、県ホームページに掲載されていますのでダウンロードの上、企画まちづくり課にご提出ください。

【お問い合わせ先】 企画まちづくり課(TEL: 63・3806)